



22生畜第2053号
平成23年1月27日

協同組合 日本飼料工業会会長 殿

農林水産省 生産局
畜産部畜産振興課長

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う飼料配送にあたっての
防疫対策の強化及び配合飼料代金の支払い猶予について

貴工業会におかれましては、日頃より、畜産農家に対する配合飼料の安定供給に御尽力いただいていることに御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、先日もお願いしたところですが、昨年11月以降、複数県において、高病原性鳥インフルエンザの発生が連続して確認されている状況に鑑み、引き続き、以下につき御配慮を重ねてお願いいたします。

まん延の防止のため、配合飼料の配送にあたっては、別添の「飼料工場の近くで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について（Q&A）」を踏まえ、飼料運搬車両等の消毒や農場への入退場者の消毒のなお一層の徹底につき、貴工業会の会員及び関係飼料配送業者に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、畜産農家においては、移動制限区域の設定に伴う出荷遅延等により配合飼料代金の支払いが困難となることについて不安が生じておりますので、本疾病の発生に伴い配合飼料代金の支払いが困難となっている農家への支払猶予について、貴工業会の会員に対し特段の御配慮をいただきますよう、ご指導をお願い申し上げます。



22生畜第2053号
平成23年1月27日

全国農業協同組合連合会会長 殿

農林水産省 生産局
畜産部畜産振興課長

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う飼料配送にあたっての
防疫対策の強化及び配合飼料代金の支払い猶予について

貴連合会におかれましては、日頃より、畜産農家に対する配合飼料の安定供給に御尽力いただいていることに御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、先日もお願いしたところですが、昨年11月以降、複数県において、高病原性鳥インフルエンザの発生が連続して確認されている状況に鑑み、引き続き、以下につき御配慮を重ねてお願いいたします。

まん延の防止のため、配合飼料の配送にあたっては、別添の「飼料工場の近くで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について（Q&A）」を踏まえ、飼料運搬車両等の消毒や農場への入退場者の消毒のなお一層の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、畜産農家においては、移動制限区域の設定に伴う出荷遅延等により配合飼料代金の支払いが困難となることについて不安が生じておりますので、本疾病の発生に伴い配合飼料代金の支払いが困難となっている農家への支払猶予について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。



22生畜第2053号
平成23年1月27日

全国酪農業協同組合連合会会長 殿

農林水産省 生産局
畜産部畜産振興課長

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う飼料配送にあたっての
防疫対策の強化及び配合飼料代金の支払い猶予について

貴連合会におかれましては、日頃より、畜産農家に対する配合飼料の安定供給に御尽力いただいていることに御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、先日もお願いしたところですが、昨年11月以降、複数県において、高病原性鳥インフルエンザの発生が連続して確認されている状況に鑑み、引き続き、以下につき御配慮を重ねてお願いいたします。

まん延の防止のため、配合飼料の配送にあたっては、別添の「飼料工場の近くで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について（Q&A）」を踏まえ、飼料運搬車両等の消毒や農場への入退場者の消毒のなお一層の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、畜産農家においては、移動制限区域の設定に伴う出荷遅延等により配合飼料代金の支払いが困難となることについて不安が生じておりますので、本疾病の発生に伴い配合飼料代金の支払いが困難となっている農家への支払猶予について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。



22生畜第2053号

平成23年1月27日

日本養鶏農業協同組合連合会会長 殿

農林水産省 生産局
畜産部畜産振興課長

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う飼料配送にあたっての
防疫対策の強化及び配合飼料代金の支払い猶予について

貴連合会におかれましては、日頃より、畜産農家に対する配合飼料の安定供給に御尽力いただいていることに御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、先日もお願いしたところですが、昨年11月以降、複数県において、高病原性鳥インフルエンザの発生が連続して確認されている状況に鑑み、引き続き、以下につき御配慮を重ねてお願いいたします。

まん延の防止のため、配合飼料の配送にあたっては、別添の「飼料工場の近くで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について（Q&A）」を踏まえ、飼料運搬車両等の消毒や農場への入退場者の消毒のなお一層の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、畜産農家においては、移動制限区域の設定に伴う出荷遅延等により配合飼料代金の支払いが困難となることについて不安が生じておりますので、本疾病の発生に伴い配合飼料代金の支払いが困難となっている農家への支払猶予について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。



22生畜第2053号

平成23年1月27日

全国畜産農業協同組合連合会会長 殿

農林水産省 生産局

畜産部畜産振興課長

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う飼料配送にあたっての
防疫対策の強化及び配合飼料代金の支払い猶予について

貴連合会におかれましては、日頃より、畜産農家に対する配合飼料の安定供給に御尽力いただいていることに御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、先日もお願いしたところですが、昨年11月以降、複数県において、高病原性鳥インフルエンザの発生が連続して確認されている状況に鑑み、引き続き、以下につき御配慮を重ねてお願いいたします。

まん延の防止のため、配合飼料の配送にあたっては、別添の「飼料工場の近くで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について（Q&A）」を踏まえ、飼料運搬車両等の消毒や農場への入退場者の消毒のなお一層の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、畜産農家においては、移動制限区域の設定に伴う出荷遅延等により配合飼料代金の支払いが困難となることについて不安が生じておりますので、本疾病の発生に伴い配合飼料代金の支払いが困難となっている農家への支払猶予について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。



22生畜第2053号

平成23年1月27日

全国開拓農業協同組合連合会会長 殿

農林水産省 生産局
畜産部畜産振興課長

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う飼料配送にあたっての
防疫対策の強化及び配合飼料代金の支払い猶予について

貴連合会におかれましては、日頃より、畜産農家に対する配合飼料の安定供給に御尽力いただいていることに御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、先日もお願いしたところですが、昨年11月以降、複数県において、高病原性鳥インフルエンザの発生が連続して確認されている状況に鑑み、引き続き、以下につき御配慮を重ねてお願いいたします。

まん延の防止のため、配合飼料の配送にあたっては、別添の「飼料工場の近くで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について(Q&A)」を踏まえ、飼料運搬車両等の消毒や農場への入退場者の消毒のなお一層の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、畜産農家においては、移動制限区域の設定に伴う出荷遅延等により配合飼料代金の支払いが困難となることについて不安が生じておりますので、本疾病の発生に伴い配合飼料代金の支払いが困難となっている農家への支払猶予について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。



22生畜第2053号
平成23年1月27日

全国精麦工業協同組合連合会会長 殿

農林水産省 生産局
畜産部畜産振興課長

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う飼料配送にあたっての
防疫対策の強化及び配合飼料代金の支払い猶予について

貴連合会におかれましては、日頃より、畜産農家に対する配合飼料の安定供給に御尽力いただいていることに御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、先日もお願いしたところですが、昨年11月以降、複数県において、高病原性鳥インフルエンザの発生が連続して確認されている状況に鑑み、引き続き、以下につき御配慮を重ねてお願いいたします。

まん延の防止のため、配合飼料の配送にあたっては、別添の「飼料工場の近くで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について（Q&A）」を踏まえ、飼料運搬車両等の消毒や農場への入退場者の消毒のなお一層の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、畜産農家においては、移動制限区域の設定に伴う出荷遅延等により配合飼料代金の支払いが困難となることについて不安が生じておりますので、本疾病の発生に伴い配合飼料代金の支払いが困難となっている農家への支払猶予について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

飼料工場の近くで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について
(Q & A)

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

(問1) 飼料工場や原料サイロが移動制限区域や搬出制限区域に入った場合、その工場で製造された飼料や原料は移動制限や搬出制限の対象となりますか

(答)

飼料工場や原料サイロにある飼料や原料には移動制限の対象となることはありません。

(問2) 飼料工場や原料サイロが移動制限区域や搬出制限区域に入った場合、その工場で製造された飼料や原料を移動するためには、どのような措置(例えば消毒体制)をとればよいですか。

(答)

これらの飼料や原料を運搬する飼料運搬車両等について、飼料工場、原料サイロや農場出入り際の消毒を実施する体制を整えるとともに、都道府県が設置する消毒ポイントでの消毒に協力をお願いします。

(問3) 飼料が家畜伝染病予防法第23条にいう汚染物品に該当するのはどのような場合ですか。

(答)

原則として、患畜等になる前の7日以内に、当該患畜又はその排泄物等に接触した恐れのある飼料は汚染物品としており、家畜防疫員の指導の下、必要な指導を講じて頂きます。

このことから、発生農場に保存されていた飼料は基本的に汚染物品と考えられます。なお、例えば当該発生農場へ飼料を運搬した車両に積載され、他の農場で降ろされた飼料等は該当しないと考えています。

(問4) 病原体を広げるおそれのある物品として飼料が例示されていますが、病原体を広げるおそれがあるかないかはどのように判断するのですか。

(答)

都道府県の家畜保健衛生所(家畜防疫員)が判断することとなります。

(問5) 飼料工場の従業員の自宅等が移動制限区域や搬出制限区域に入った場合、どのような措置(例えば消毒体制)をとればよいですか。

(答)

都道府県が設置する消毒ポイントでの消毒に協力をお願いします。

(問6) 工場や従業員の自宅等が移動制限区域や搬出制限区域に入った場合、従業員の健康診断は必要ですか。

(答)

発生農場の従業員以外特に必要はありません。

なお、鳥インフルエンザに感染したり感染が疑われる鳥と接触した後で、発熱などインフルエンザを疑う症状が出た等の場合には、医師にその旨を告げて受診してください。

(問7) 飼料工場や原料サイロの近くに生息する野鳥等が鳥インフルエンザに感染したことが確認された場合も、移動制限区域や搬出制限区域が設定されますか。

(答)

基本的には、移動制限区域や搬出制限区域が設定されるのは、人に飼養されている家きんに感染が確認された場合としています。

このため、飼料工場や原料サイロの近くに生息する野鳥等が鳥インフルエンザに感染したことが確認されても、基本的に移動制限区域や搬出制限区域が設定されることはないと考えます。

(問8) 飼料を輸送する際、移動制限区域や搬出制限区域を通過できますか。

(答)

通過できます。

飼料や原料を運搬する飼料運搬車両等については、飼料工場や原料サイロ、農家に入入りする際の消毒を実施するとともに、都道府県が設置する消毒ポイントでの消毒に協力をお願いします。

(問9) 飼料運搬車両の消毒以外に留意すべきことはありますか。

(答)

配合飼料工場や原料サイロにおけるネズミの駆除、野鳥の侵入防止等を行うなど注意が必要です。

また、工場内で野鳥が死んでいるのを見つけた場合は、都道府県庁の家畜衛生担当又は家畜保健衛生所等に連絡してください。